

高砂市特定不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師の診断により特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、当該夫婦に対し特定不妊治療に要する費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、「特定不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精に対する治療並びにこれらの治療に付随して行われる治療のうち、先進医療として実施されるものを除いたものとする。

2 前項に規定する治療には、追加的に実施される場合のある治療を含み、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 借り腹（夫の精子と妻の卵子とを体外受精又は顕微授精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に移植して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）

(治療の区分)

第3条 この要綱における治療方法は、次に掲げる区分に分けるものとし、各区分における具体的な治療は、以下のとおりとする。

- (1) 治療区分A 新鮮胚移植を実施することをいう。
- (2) 治療区分B 凍結胚移植を実施することをいう。
- (3) 治療区分C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施することをいう。
- (4) 治療区分D 体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了することをいう。
- (5) 治療区分E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により治療を中止することをいう。
- (6) 治療区分F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため治療を中止することをいう。
- (7) 治療区分G 卵胞が発育しない、又は排卵が終了したため治療を中止することをいう。
- (8) 治療区分H 採卵準備中、体調不良等により治療を中止することをいう。

(助成対象者等)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する申請をした日及び当該申請に係る特定不妊治療の期間において、夫及び妻がともに高砂市に住民登録があり、かつ、法律上の婚姻又は届出をしていないが事実上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫及び妻が医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- (3) 第6条に規定する申請をした日において、夫及び妻のいずれにも市税の滞納がないこと。

- (4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- (5) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。
- (6) その他助成を行うに当たって市長が必要と認める要件を満たしていること。

(助成金の額等)

第5条 この要綱による助成の対象となる費用は、特定不妊治療に要した費用とする。

- 2 助成する額は、前項に規定する費用の額（医療保険各法の規定により保険者から給付される額を除く。）とする。ただし、当該額は、1回当たり5万円（当該特定不妊治療が治療区分C又は治療区分Fに当たる場合には、2万5,000円）を限度とする。
- 3 助成する回数は、初めて助成を受ける際における治療開始時点の妻の年齢が、40歳未満である場合にあっては43歳になるまでに1子ごとに6回まで、40歳以上43歳未満である場合にあっては43歳になるまでに1子ごとに3回までとする。ただし、助成を受けている妻が出産し、又は死産した場合におけるその子に係る助成の回数は、含めないものとする。
- 4 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、第2項に定めるもののほか、当該手術1回につき当該手術に要する費用の額（医療保険各法の規定により保険者から給付される額を除く。）について5万円を限度として助成する。ただし、治療区分Cに当たる治療を除く。
- 5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、助成の対象としないものとする。
 - (1) 入院時の食事療養標準負担額、文書料、個室料等の特定不妊治療に直接関係のない費用
 - (2) 他の地方公共団体で助成されていた期間に係る特定不妊治療費等の費用

(申請及び決定)

第6条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、特定不妊治療が終了した日（医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合においては中止した日）から6箇月以内に、高砂市特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 高砂市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- (2) 助成の対象となる特定不妊治療に係る領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、高砂市特定不妊治療費助成事業申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成の可否を決定する。
- 3 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは高砂市不妊・不育症治療費助成事業承認決定通知書（様式第3号）により、不承認と決定したときは高砂市不妊・不育症治療費助成事業不承認決定通知書（様式第4号）により、申請をした者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、速やかに、市に返還しなければならない。

(実施上の留意事項)

第8条 この事業の関係者は、申請をした者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、この要綱による事務を処理するための個人情報を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この事業は、その治療が保険診療と保険外診療とを問わず、特定不妊治療を受けた場合の自己負担を一部助成するものであるが、これをもって保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではない。

2 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和3年1月1日から適用する。(様式第1号：押印廃止)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施し、令和3年1月1日から適用する。(所得制限撤廃、事実婚、回数1子ごと)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(保険適用に伴う助成上限額、様式第1、6号の変更)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(助成金の額等、申請及び決定、様式第1、3、4号の変更)